

福島市営住宅等条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年4月30日

福島市長

木幡 浩

福島市規則第 38 号

福島市営住宅等条例施行規則の一部を改正する規則

福島市営住宅等条例施行規則（平成10年規則第4号）の一部を次のように改正する。

別表第3中「御山町」の次に「（601号室を除く）」を加え、同表御山町の項の次に次のように加える。

御山町（601号室）	85,000円
------------	---------

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和6年6月3日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

2 この規則を施行するために必要な入居者の募集、申込み、決定その他の準備行為は、この規則の施行の日前においても行うことができる。